様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

（あて先）高崎市長

申請者　　郵便番号
住　　所
氏　　名
電話番号

空き家解体助成金交付申請書

高崎市空き家解体助成金交付要綱第７条の規定により、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

助成対象となる建築物	空き家所在地	高崎市 ※空き家の所在地番を記入
	空き家所有者	（氏名）　（住所） ※原則、登記簿上の所有者を記入 所有者が死亡している場合は氏名の後に（亡）と記入
	土地所有者	（氏名）　（住所） ※原則、登記簿上の所有者を記入 所有者が死亡している場合は氏名の後に（亡）と記入
	構造	木造 ・ 鉄骨造 ・ 鉄筋コンクリート ・ その他（　　）
	床面積	延べ床面積　　平方メートル
	建築年	年ごろ ・ 建築年不明
	空き家化した時期	昭 和・平 成・令 和　　年　　月ごろから
解体事業（予定）期間		年　月　日 ～ 年　月　日
解体事業に要する経費		円（消費税及び地方消費税含む）
助成金申請額 （解体事業に要する経費 ×０.８） ※上限額 1,000,000円		円（1,000円未満切捨て）
施工業者の業者名 業者の所在地		業者名： 所在地：高崎市

<table>
<tr><td rowspan="2">添　　付　　書　　類
※添付した書類にチェックを入れてください</td><td colspan="4">（申請者全員必要な書類）
□１．空き家解体前の外観写真
□２．解体業者からの見積書
□３．空き家化の経緯報告書
□４．助成対象建築物の最新の登記事項証明書（未登記家屋の場合は固定資産税・都市計画税納税通知書の写し等）</td></tr>
<tr><td colspan="4">（該当する場合のみ必要な書類）
□５．空き家化の経緯を証明する書類（審査で必要な場合）
□６．戸籍謄本等（建物所有者が死亡しており、その法定相続人等が申請をする場合等）
□７．委任状（申請手続きを代理人が行う場合）
□８・その他関係資料（　　　　　　　　　　　　　　　）</td></tr>
<tr><td>備　　　　考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td></td><td>受付月日</td><td>月　　日</td><td>受付番号</td><td>第　　　　号</td></tr>
</table>

【同意事項】<u>※チェックを入れてください</u>

□１．私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員に該当しません。

□２．本申請において対象となる事業及び建築物について他の助成制度の適用を受けていません。

□３．過去に本申請において対象となる建築物以外の建築物について、本事業の助成制度の適用を受けていません。

□４．本申請において対象となる建築物及び敷地に申請者以外の所有者（共有者及び他の相続人等を含む）がいる場合、私が代表として今回の助成金の交付申請及びそれに伴う金銭の受領等一切についての手続を行います。万が一、申請者以外の所有者から異議があった場合は私が責任をもって解決し、市に対して一切の損害を与えません。

□５．空き家を解体した場合、土地に係る固定資産税等が増額となる場合があることについて確認しました。また土地所有者が異なる場合においても、土地所有者から異議があった場合は、私が責任をもって解決し、市に対して一切の損害を与えません。

□６．本申請書及び添付書類（以下、「本申請書類」と言う。）の審査及びその後の調査（空き家解体奨励金の調査を含む）のため、市が私の住民基本台帳及び課税状況等について確認することに同意します。

□７．本申請書類の審査及びその後の調査のため、市の職員が当該土地に立ち入ることに同意します。

□８．本申請内容について、審査、その後の調査（空き家対策、空き地対策及び景観対策等）及び課税適正化のため、関係部署及び委託先に情報提供することに同意します。

私は、高崎市空き家緊急総合対策事業の本助成金の制度内容をすべて確認した上で、本申請書類を市へ提出します。（市の審査で、本申請書類に不足書類や制度内容に合わない事項が判明した場合、制度内容に合った書類を確認できるまでは、助成金交付決定ができません。）

申請者　氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

空き家化の経緯報告書

年　　月　　日

（あて先）高崎市長

住 所
申請者
氏 名

下記住宅の空き家化の経緯について報告いたします。

記

1　住宅所在地　　　高崎市　　　　　　町

2　空き家になる前に居住していた人（最終居住者）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　空き家化の経緯

年　月	経　　　緯

上記のとおり、＿＿年以上空き家となっており、報告の内容に相違ありません。
尚、報告に関して、報告の内容と異なる事実や虚偽等が判明した場合、本助成金の対象とならず、助成金交付決定後、又は助成金支払い後であってもその決定の取り消しや助成金の返還を求められることがあることを確認しました。

（記入例）

空き家化の経緯報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）高崎市長

住 所　　高崎市高松町 35-1
申請者
氏 名　　高崎　住男

下記住宅の空き家化の経緯について報告いたします。

記

１　住宅所在地　　　高崎市　　高松　　　町　　１番地２

２　空き家になる前に居住していた人（最終居住者）

高崎　スミ子

３　空き家化の経緯

年　月	経　　　緯
平成９年１１月	申請者の両親が居住していたが、申請者の父、高崎　住十郎が持病のため死去。
平成１５年８月	１人で居住していた申請者の母、高崎　スミ子　が死去。 申請者である高崎住男が土地、建物を相続しましたが、別に居宅を構えているため居住することはなく、今日まで空き家となっています。 ※上記はあくまで記入例です

上記のとおり、１０年以上空き家となっており、報告の内容に相違ありません。
尚、報告に関して、報告の内容と異なる事実や虚偽等が判明した場合、本助成金の対象とならず、助成金交付決定後及び助成金支払い後であってもその決定の取り消しや助成金の返還を求められることがあることを確認しました。

委　任　状

私は都合により　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代理人と定め、下記の空き家等について、高崎市空き家解体助成金交付要綱の規定による助成金交付申請手続きを委任します。

記

空き家等の所在及び地番

高崎市

年　　月　　日

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　印